

電力・ガス取引監視等委員会について

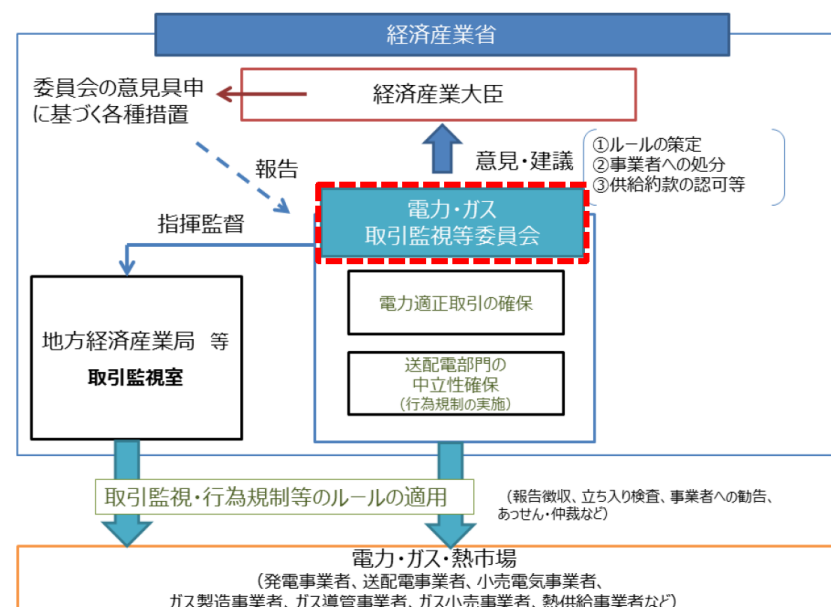
2024年5月17日
大橋弘（東京大学）

電力・ガス取引監視等委員会について

小売全面自由化(2016)や法的分離(2020)を前に、「電力取引の適正な監視」と「送配電部門の中立性確保のための厳格な行為規制の実施」の必要性から、「電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織について、その在り方を見直し」、「独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織に移行させる」

2015年9月 電力取引監視等委員会(emsc)
electricity market surveillance
commission

2016年4月 電力・ガス取引監視等委員会(egc)
(略称:電取委)
electricity and gas market surveillance
commission
URL: <https://www.emsc.meti.go.jp>



「電力市場監視委員会(仮称)」の設立

「証券取引等監視委員会」を参考に、外部有識者5名を委員とする「電力市場監視委員会(仮称)」を設立し、従来にない権限を有する最も強い8条委員会とする。

特徴

監視・規制の対象者である電気事業者から「独立」し、電気事業者と伍することができる「高度の専門性(『規制の虜』とならないようにする)」を有する組織。

独立性

- 経済産業大臣直属の組織とする(資源エネルギー庁には設置しない)。
- 委員は、個々の職務遂行について誰からも指揮監督を受けないことを明確化するため、「委員は独立してその職権を行使する」旨を条文として明記。
- 委員会の単独行使権限として、証券取引等監視委員会も有していない事業者に対する業務改善勧告等を付与。
- 専属の事務局を設置。

高度の専門性

- 委員及び事務局職員は、電気事業、法律・経済・金融・工学の知見を持った専門家から構成(プロフェッショナル集団)。

- 【委員】・ 委員には、電気事業のみならず、法律・経済・金融・工学の優れた識見を有し、常に変化する電力市場の中で、最新の知見を持った人材を任命する必要がある。
- ・ このため、5名の委員を非常勤とすることで、非常勤でしか勤務できない者も含め幅広い層の中から委員を任命する。
 - ・ ただし、早急に委員会として判断を行う必要がある案件への対応や事務局へのガバナンスを確保する観点から、委員のうち少なくとも常時2～3名が出勤する勤務形態とする。

- 【事務局職員】・ 事務局職員として、外部の専門人材(弁護士、公認会計士等)を積極的に採用する。

※ガスシステム及び熱供給システム改革の検討状況を踏まえ、ガス市場及び熱供給市場の監視権限も付与することを検討。

不適正な行為への対応（実績）

- これまでの実績として、とりわけ以下の事案に対して、ヒアリングも通じて、丁寧な対応をされた点は評価できる
 - カルテル事案にかかる一連の対応（報告徴収、事実関係の調査、計算大臣への勧告、業務改善命令、フォローアップ）
 - 一送の非公開情報の情報漏えいにかかる業務改善命令と再発防止策の検討
- コンプライアンス体制（3線Dも含めて）には、完全・理想形は存在しない。外形的な要件が具備されているかに囚われれば、組織は固定化し、コンプライアンスの効果は減衰する。体制の動的な変容を積極的に評価できる手法を編み出すべきではないか

取引監視（モニタリング）

- 発足当初より、市場のモニタリング報告がなされている
 - モニタリングの成果を定期的に公表するとともに、モニタリング手法の高度化に伴う人材育成を目指した取り組み
 - 形骸化することのないよう、報告の仕方や人事の在り方も含めて、都度の見直しが必要
- なお電力取引におけるモニタリングは、通常の株式などの市場モニタリングと異なる特殊性をもつ。現物市場の適正性だけでも、制度・政策の理解の上に、コストや計画、トラブルなどのデータを突き合せた統合的なデータ解析能力が必要
- モニタリングは監視の肝であり、EBPMを通じた制度設計にもつながる点だけに、人材の内生化と人事配置のありかたに、現行以上の配慮と工夫が求められる

取引監視「等」(考え方と方向性)①

- モニタリングを含む監視(evidence-based)と制度設計(policy making)は密接な関係がある
- そこで、監視で得られた知見を踏まえて、制度に対して提言する機能は重要である
- 他方で、「市場の番人」が制度設計を行うときに、監視の容易性を高める制度設計になってはならない。でないと複雑かつ動的に変容する電力市場の実態と事業者の行動原理に対する理解の放棄につながりかねない(「プロクルステスの寝台」)
- つまり、監視と制度設計には一定の距離感は必須。もし市場支配力の行使が認められるのであれば、市場設計自体を変えること(例えば一律のルール変更、上限価格設定、義務づけ等)よりも、市場支配力を識別してサンクションを課すことが、電取委の「市場の番人」として求められる原則的対応ではないか
 - この原則的対応が確認されたもとで、サンクションや調査権限の(強化の)あり方について、議論することも適当と思われる

取引監視「等」(考え方と方向性)②

- 取引監視の考え方として、自由で健全な取引を促すために：
 - A) 「良貨」のありかたを規定し、それが順守されていることを監視するのか
 - B) 監視を通じて「悪貨」を取り締まることで、「良貨」のありかたは市場のダイナミズムに任せるのか
- そもそも規制産業であったため、自由な市場に向かう過渡期として、A)のような考え方を取ることも(問題を孕むが)容易に想像できるものの、「市場の番人」としては、「良貨」が何かをもっと突き詰めて思考すべき
 - 望ましい行為という類型に収めることで、とどまってはならない
- 最終的な自由化の世界においては、B)において、投資家や需要家のプレッシャーの中で企業・産業を育たせる必要がある
 - 金融的な側面が拡大するにつれて、A)のような取り組みは、現物市場の歪みとして、新たな裁定取引を生み出すことにもなりかねない
- まだB)の世界に行きついていない現状では、内外無差別のような規律がなくなった世界を見据え、良貨と悪貨を見極めるプロフェッショナルな鑑識能力を実務・アカデミック双方の観点から高めるべきではないか。そのための専門職の育成とキャリア形成のプログラムの創設も検討に値するのではないか 7